

点検済表示登録会員（ラベル会員）の申請書等記入要領

ラベル会員の申請手続き（更新を含む。）は、「登録会員に関する審査基準」に従って、次のとおり審査を行なっております。

なお、管理委員会による審査会は、8月（新規）と2月（新規・更新）に実施いたします。

項目	様式	添付書類・注意事項等
登録申請書 登録更新申請書	1号 10号	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所名、代表者名は「ゴム印」を使用して下さい。 ② 従業員数欄には、代表者を含めた従業員数を記入し、（ ）内には「消防設備士・消防設備 点検資格者名簿」に記載されている従業員数を記入して下さい。 ③ 点検業務に係わる年間売上高欄には、点検料及び点検に伴う整備に係わる売上げ（点検済票を貼付したもの）のみを記入して下さい。（点検済票を貼付しない外注又は下請け業務や工事等の売上げは含めないこと。）
点検を実施する 消防用設備の種類	2号	<p>該当する設備の番号に○印をし、右欄に対象物件数を記入して下さい。 なお、保有資格、人員数及び保有する工具等を確認のうえ、記入して下さい。</p> <p>※ 自動火災報知設備を実施する場合は、「自動火災報知設備関係業務実施区分表」も記入し、添付してください。</p>
資格者名簿	3号	<p>個人毎に消防設備士、消防設備点検資格者、電気工事士の資格保有者を記入して下さい。</p> <p>【添付する書類】</p> <p>免状のコピー 消防設備士、消防設備点検資格者、電気工事士 (消防設備士は免状の両面、消防設備点検資格者、電気工事士は表面のみ) ※ 法定講習を受講していない場合は、当該資格を保有していないものと見なします。</p>
社会保険又は労働 保険加入証明書		<p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資格者本人の医療保険の被保険者証の写し、又は、年金特別便の写し ② 社会保険又は労働保険関係の領収証、通知書など
消防用設備等点検 機器・工具保有一覧 表	4号	<p>保有する工具等を記入して下さい。</p> <p>※ 13枚あります。2号様式で丸印をつけた消防用設備等に関連します。 なお、機器、工具を借り受ける場合は、「工具等賃貸契約書」の写し（細部、次ページ）又は5号様式の「業務提携先証明書」を添付して下さい。 別に指定した点検機器（次ページ欄外に記載）は「校正証明書」を提出してください。他社から借り受ける場合は、その会社からもらって下さい。</p>
業務提携証明書	5号	<p>提携先は、茨城県内の「点検済表示登録会員」です。 提携先が複数の場合は、すべての提携先からの証明書が必要です。</p>

項目	様式	添付書類・注意事項等
事務所の確認		市町村長が発行する「納税証明書」又は市町村長が発行する「事業所所在証明書」「経営規模審査結果表」
点検実務経験証明書		2号様式で○をつけた設備について、誰が、どの設備の点検経験があるのかを記入して下さい。 ※ 根拠：「消防用設備等点検表示制度運用細則運用基準」第3条
損害賠償責任保険		※ 日本消防設備安全センターの保険に加入している場合 「加入証明書」の写しを添付 ※ 上記以外の保険に加入している場合 「賠償責任保険付保証明書」を添付
工具等賃貸借契約書		4号様式で記入した消防設備等に応ずる工具等を他社等から賃貸する場合に提出して下さい。 工具等を借り受ける先が、表示登録会員であれば「業務提携先契約書」でも結構です。 「工具等賃借契約書」の様式は、一例を参考にして作成して下さい。 ※ 自動火災報知設備の点検には、校正が必要な点検機器があります。この場合は、校正証明書も契約先からもらって下さい。
資格者所属証明		次のいずれか ① 本人の医療保険の被保険者証の写し、年金特別便の写し ② 社会保険又は労働保険関係の公的文書で所属会社名と当該資格者の氏名が同一紙面で確認できるもの

◎ 校正証明書が必要な点検機器工具

「加熱試験器」「加煙試験器」「メータリレー試験器」「煙感知機用感度試験器」「減光フィルター」「加ガス試験機」「炎感知器用作動試験機」

◎ お願い事項

- 申請書に添付する各種証明書等又は写しについては、個人情報或いは企業情報保護の観点から、該当する箇所を塗りつぶして提出して下さい。特に、医療保険の被保険者証の写しについては、次ページを参考に保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で提出して下さい。
- コピーに使用する用紙は、A4を使用して下さい。

別紙

◎医療保険の被保険者証の写しを提出する場合の留意事項

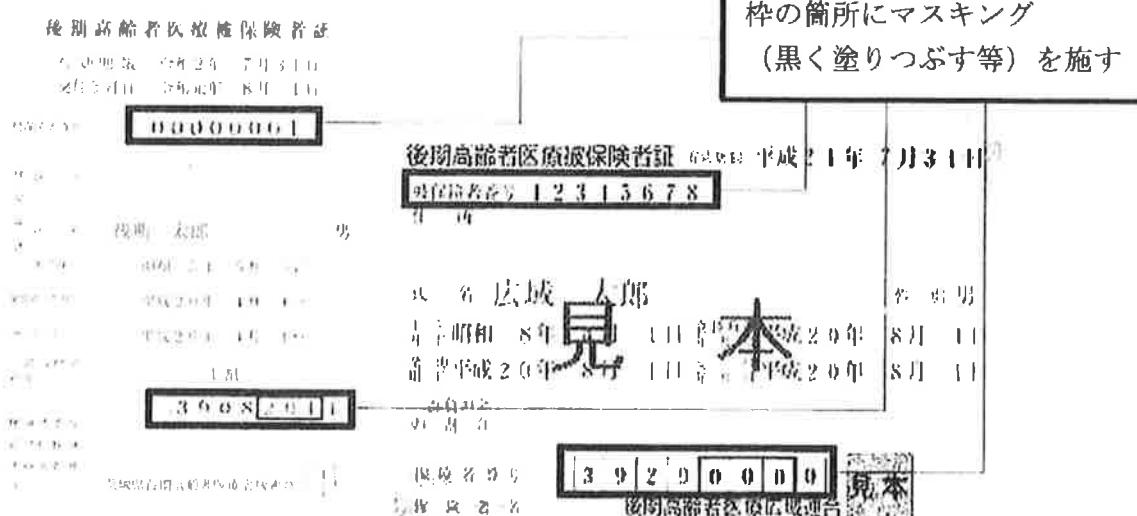
個人情報保護の観点から医療保険の被保険者証の写しについては、下記を参考に保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で提出願います。

1 健康保険被保険者証の写しを提出する場合



枠の箇所にマスキング
(黒く塗りつぶす等) を施す

2 後期高齢者医療被保険者証の写しを提出する場合



提出書類一覧表

書類	様式	正会員 入会	表示登録会員入会・更新			
			1号会員		2号会員※5	
			法人	個人	法人	個人
会員入会申込書		○				
事業所調書		○				
登録申請書 登録更新申請書	1号 10号	/	○	○	○	○
点検を実施する消防用設備 の種類	2号	/	○	○	○	○
自動火災報知設備 点検実施区分表		/	○	○	○	○
資格者名簿 ※1	3号	○	○	○	○	○
所属証明書	保険証の写	○	○	○	○	○
実務経験証明書※2		/	○	○		
点検機器・工具保有一覧表 校正証明書 ※3	4号	/	○	○		
社会保険又は労働保険加入 証明書	保険証、公 的文書の写	/	○	○		
事務所の確認	右の一 つを選 択	経営事項審 査結果表写	/	○		
		納税証明書 又は 所在証明書	/	○	○	
損害賠償責任保険	付保証明※4	/	○	○		
業務提携先証明書	5号	/	必要応じ	同左	同左	同左
工具等賃貸借契約書		/	必要応じ	同左	同左	同左

※1 資格者の免状のコピーが必要です。消防設備士は表裏とも。点検資格者、電気工事士は表のみ。

※2 実務経験証明書は、原則、新規登録の場合のみの提出ですが、更新の際、資格者のなかに資格の取得年月日から2年以上の経験者がいない場合は、更新ができないか、保留されます。

※3 必要工具を保有していない場合は、他会員との業務提携又は工具等賃貸契約書が必要です。

また、別に示す点検機器は、「校正証明書」を提出して下さい。

※4 安全センター以外での保険契約の場合、損害賠償保険は、1事故につき1億5千万以上の保障が必要です。(安全センター取扱いの保険に加入している場合は、「証明」の必要はありません。)

※5 2号会員とは、点検業者による点検を委託しないで、自前で自己施設のみ点検する会員です。